新座市告示第 98 号

新座市宅配ボックス設置費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

新座市長　並　木　　傑

新座市宅配ボックス設置費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、受取人の不在時における宅配物の受取を可能とする宅配ボックスを設置する者に対して、新座市宅配ボックス設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

２　補助金の交付に関しては、新座市補助金等の交付に関する規則（昭和４７年新座市規則第２３号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　戸建住宅　独立した１棟の住宅をいう。

⑵　集合住宅　１棟の建物内に複数の住戸が区画され、各区画がそれぞれ独立した住宅をいう。

⑶　住戸　前２号に掲げる戸建住宅又は集合住宅を構成する各戸をいう。

（対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものであって、市税を滞納していないものとする。

⑴　市内に住所を有する者であって、この告示に基づく補助金の交付を受けた者と同一の世帯に属していないものであること。

⑵　市内の集合住宅を所有する法人（市内に事務所を有する法人に限る。）若しくは個人（市内に住所を有する者に限る。）又は市内の集合住宅に係る建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第３条に規定する区分所有者の団体の管理者を務める者（市内に住所を有する者に限る。）であること。

（対象設備）

第４条　補助金の交付の対象となる設備（以下「対象設備」という。）は、次に

掲げる要件に該当するものとする。

(1)　宅配物の受取を目的として販売された製品であること。

(2)　運送業者による宅配物の宅配が常時可能であること。

(3)　鍵、ダイヤル錠等による盗難防止機能を有していること。

(4)　埋込み又はアンカー、ワイヤー等で固定されていること。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、対象設備としない。

(1)　リース契約により設置するもの

(2)　未使用品でないもの

(3)　転売を目的としているもの

(4)　他の補助制度等による補助の対象となっているもの

（対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象設備（附属品を含む。）の購入及び設置並びに既設設備の取外しに要する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、対象経費としない。

(1)　対象設備の運搬に要する費用

(2)　既設設備の処分に要する費用

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める費用

（補助金額）

第６条　補助金の額は、対象経費に２分の１を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1)　第３条第１号に規定する対象者が当該住戸に対象設備を設置する場合　２万円

(2)　第３条第２号に規定する対象者が当該集合住宅に居住する者に共同で使用させるために対象設備を設置する場合　２０万円

2　補助金の交付は、１回限りとする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者は、新座市宅配ボックス設置費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、市の保有する個人情報に係る書類に代えて個人情報利用目的外利用同意書を提出することができる。

(1)　領収書の写しその他の対象経費の支払が確認できる書類

⑵　対象設備を設置した戸建住宅又は集合住宅が特定できる写真
⑶　対象設備の設置場所、設置状態及び盗難防止対策が確認できる写真
⑷　申請者が本人であることが確認できる書類の写し（法人又は管理組合が申請する場合を除く。）
⑸　対象設備を設置した集合住宅の登記事項証明書又はその写し（第３条第２号に規定する対象者が申請する場合に限る。）
⑹　市税の納税証明書（管理組合が申請する場合を除く。）
⑺　管理組合の管理者等が確認できる書類の写し（管理組合が申請する場合に限る。）
⑻　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
２　前項の申請書の提出期限は、令和９年２月１５日とする。

（交付決定）

第８条　前条第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、新座市宅配ボックス設置費補助金交付決定・申請却下通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。

（譲渡等の禁止）

第９条　前条の規定により交付の決定を受けた者は、対象設備をこの告示の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（補助金の返還）

第１０条　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（報告）

第１１条　補助金の交付に関し必要があると認めるときは、申請者から必要な事項の報告を求めることができる。

（委任）

第１２条　この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の補助金の交付に関し必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年６月１日から施行し、同年４月１日以後に購入した対象設備について適用する。